



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1121	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1122	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1123	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1124	"	(").....	2
1125	"	(").....	2
1126	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	3
1127	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	3
1128	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1129	道路の供用開始	(").....	4
1130	道路の区域変更	(").....	4
1131	道路の供用開始	(").....	5
1132	"	(").....	5
1133	道路の区域変更	(").....	5
1134	道路の供用廃止	(").....	6

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	6
	"	(").....	6
	"	(").....	7

告 示

和歌山県告示第1121号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月29日まで縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成24年8月29日
- 名称
特定非営利活動法人心愛
- 代表者の氏名
橋本竜
- 主たる事務所の所在地
和歌山県東牟婁郡串本町古田611番地4
- 定款に記載された目的

この法人は、串本町近辺の高齢者及び障害者に対して、在宅サービス又は、施設サービスなどの介護活動に関する事業を行い、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那薬 38-12	山路薬局	岩出市森294	平成 13. 11. 11

和歌山県告示第1123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩薬 6-24	山路薬局	岩出市森294	平成 13. 11. 12

和歌山県告示第1124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有薬 33-24	アイリス調剤薬局	有田郡有田川町金屋91-2	平成 24. 8. 27

和歌山県告示第1125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

紀歯 5-24	山本歯科	紀の川市粉河417	平成 24.9.1
------------	------	-----------	--------------

和歌山県告示第1126号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
T-cubeメディカルクリニック	御坊市湯川町財部646-11	保険医療機関の所在地	御坊市御坊265-1	御坊市湯川町財部646-11	平成 24.9.1

和歌山県告示第1127号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド和歌山御坊店
和歌山県御坊市野口569-1 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号

3 変更する事項

廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 建物1階北側 (縦覧図書添付図面2)

(変更後) 建物1階北側 (縦覧図書添付図面3)

4 変更年月日

平成24年9月5日

5 変更する理由

廃棄物保管施設の位置を見直したため

6 届出年月日

平成24年9月4日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成24年9月25日から平成25年1月25日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字垣内908番1地先から同市和田字吉上360番1地先まで	旧	6.06 ） 12.50	379.21	
同上	新	6.18 ） 20.17	376.07	

和歌山県告示第1129号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 和歌山市和田字垣内908番1地先から同市和田字吉上360番1地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成24年9月25日

和歌山県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 三田三葛線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市和田字南前454番4地内	旧	22.33 } 22.33	11.80	
和歌山市和田字南前460番3地先 から同市和田字南前454番4地先 まで	新	22.33 } 23.77	49.13	県道秋月海南線 重複区間 L=38.60

和歌山県告示第1131号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 三田三葛線

供用開始の区間 和歌山市和田字南前460番6地先から同市坂田字佛堂原406番9地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成24年9月25日

和歌山県告示第1132号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 三田三葛線

供用開始の区間 和歌山市坂田字上ノ坪629番4地先から同市坂田字上ノ坪638番3地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成24年9月25日

和歌山県告示第1133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南紀白浜空港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2225番3地内	旧	31.30 } 45.20	33.50	
同上	新	31.30 } 36.90	33.50	

和歌山県告示第1134号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上南紀白浜空港線

供用廃止の区間 西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2225番3地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用廃止の期日 平成24年9月25日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画及び下津都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
打田都市計画、粉河都市計画、那賀都市計画、桃山都市計画及び貴志川都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

岩出市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
岩出都市計画汚物処理場（1号 岩出ニュータウン汚物処理場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課